

平成24年度 児童手当現況届の提出について

「子ども手当」は4月から「児童手当」になりました。手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために「現況届」の提出が必要です。この届出の提出がないと、6月以降の手当の振込みができなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

記

1. 受付日時: 6月12日(火)～6月20日(水) 9:00～11:30 13:30～16:30 (ただし土日を除く)
2. 受付場所: 西原町役場 第5庁舎会議室
3. 持参するもの:
 - ・ 現況届通知書
 - ・ 受給者の印鑑(シャチハタ印では受付できません)
 - ・ 厚生年金等加入の方は、『受給者(保護者)の保険証の写し』
4. その他:
 - ・ 養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本。(本籍・続柄の記載があるもの)
 - ・ 平成24年1月2日以降に西原町に転入した方(配偶者も含む)は、前市町村で発行された「平成24年度児童手当所得証明書」。(配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要。)
 - ・ 必要に応じて提出の必要な書類がある場合があります。(外国人の方、配偶者が公務員の方等)

平成24年度児童手当現況届受付日程表

日時	行政区名	日時	行政区名
6月12日(火)	平園・兼久	6月18日(月)	幸地ハイツ・西原台団地 徳佐田・森川・千原・上原
6月13日(水)	掛保久・嘉手苅・西原ハイツ 小那覇・安室・県営西原団地	6月19日(火)	翁長・小橋川・内間 県営内間団地・坂田
6月14日(木)	県営幸地高層住宅・幸地 県営坂田高層住宅・棚原	6月20日(水)	与那城・美咲・我謝・東崎
6月15日(金)	桃原・池田・小波津団地 小波津・呉屋・津花波	※混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。	

【注意】 対象者へは個別通知していますが、まれに、通知書が届かないというお問い合わせがあります。届出は必ず必要となりますので、受給者は窓口で手続きしてください。

6月8日は子ども手当、児童手当の振込日です!

6月8日は児童手当及び子ども手当の支給日となっています。通帳を記帳しご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳へは下記のように記載されます。(記載例)

お支払金額	お預かり金額	差引残高
2468	246777 (17977)	000000
2468	317777 (24)	000000

児童手当(平成24年2月～3月分)
子ども手当(平成24年4月～5月分)
※6月8日振込予定です。
児童手当の受給者は子ども手当については記載されません。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 TEL: 945-5311 FAX: 944-6551

税務課からのお知らせ

■平成24年度住民税の主な変更点■ ～扶養控除の見直し～

子ども手当の創設及び高校の実質無償化に伴い、所得税及び住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。

対象	所得税		住民税	
	廃止前	廃止後	廃止前	廃止後
年少扶養親族(0歳から15歳まで)に対する扶養控除の廃止	380,000円	0円	330,000円	0円
特定扶養親族(16歳から18歳まで)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止	630,000円	380,000円	450,000円	330,000円

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

3町村
広域

ファミリー サポートセンター

与那原
西原
中城

4月に発足した「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」は、たくさんの方々に支えられ、早いもので2か月が経ちました。毎日、入会登録やサポートの依頼、センターへの問い合わせも増え、「地域で子育てゆいま〜る」の精神で相互援助活動の輪が広がってきています。子育て中のお父さん、お母さん、いざという時のために「ファミサポ」への登録をお勧めします!

アドバイザー 3名

おねがい会員 238名

両方会員 10名

サポート会員 76名

第1回サポーター交流会を開催しました!

三町村の会員同士のつながりや親睦を深める事を目的に、初めての交流会を4月28日、西原町中央公民館で開催しました。多忙な中にもかかわらず、21名の会員と子ども3名が参加しました。交流会では、和やかな雰囲気の中で一人ひとりの自己紹介からすすめられ、ある会員さんは「誰かのために何かしてあげたい」とサポートへの思いを語りました。また体験談の中では、援助活動を通しての悩みや「こんな時どうしたらいいの?」と疑問に思うことなどを話し合い、サポート会員が一生懸命活動していること改めて実感する場となりました。今後、地域で子育ての輪、助け合いの和、育ち合いの環をモットーに、サポート活動の輪を広げていきたいと思っております。

お問い合わせ
住所 与那原町東浜 78-5 ディアフラッツ東浜 101 TEL 988-1914 FAX 988-1924

平成23年度分の国民年金保険料の免除申請期間は7月末日まで!

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのまませず、必ず福祉部福祉課の国民年金窓口か最寄りの年金事務所で手続きを行ってください。

Q: 免除の期間は、どのように申請するの?
A: 7月分から翌年6月分までを一年度として申請します。(学生納付特例制度の場合は4月分から翌年3月分まで)

Q: 平成23年度(平成23年7月分から平成24年6月分まで)の免除の申請はいつまで?
A: 7月31日までです。

Q: 平成24年度の免除申請(平成24年7月分から平成25年6月分まで)は、いつから申請できるの?
A: 平成24年7月から受付開始します。(平成23年の所得の確定が6月であるため)

Q: 今年3月に大学を卒業し、3月までは学生納付特例制度を利用していました。現在、就職活動中です。何か手続きが必要ですか?
A: 引き続き免除希望であれば、平成24年4月分から6月分の保険料の免除申請を7月31日までに行ってください。

お問い合わせ
福祉部福祉課 年金係 ☎945-5311

赤十字の社資にご協力を! ～赤十字奉仕団出発式～

国境・宗教・人種を超えた幅広い人道的支援に取組む日本赤十字社の社資(活動資金)募集のため、西原町赤十字奉仕団(城間富子委員長)が5月の「赤十字社員増強運動」月間を前にした4月26日に、社資募集出発式を行いました。

東日本大震災の被災地での救護活動に使われた薬品や機材、物資、派遣費用などは、社資が大きな財源となっています。そのため今後も多くの協力が必要で、運動月間の期間中は各地域を担当する奉仕団員が募集を呼びかけました。

出発式で上間明町長は「博愛の心と支援の輪を広げて多くの社資が確保できることを願っています。」とあいさつしました。